

2018年11月7日

学校関係団体（PTA等）への入会等に関する手引を作成することを求める請願

住所
氏名

宮崎邦彦

1 請願の趣旨 経過

- (1) PTA強制は「ダメ」大津市教委異例の手引き報道（2018年11月4日 朝日新聞（資料1）「強制加入」は、違法ということであることは明らかである。改めなければならないことであるといえる。
- (2) 報道では、入会すると言っていないのに会員になっていた、活動を強制されたり・・・問題点が指摘される中、とある。現状は、強制的である。
- (3) 同市教委は、「先生も会員として参加しているため対応の必要がある」と異例の判断をした。とある。不適切、違法を、あらためることは当然のことであるといえる。
- (4) 市民からの・・・苦情から作成につながったという。とある。大津市、学校単位では難しいことということで、教育委員会が取り組まれたと理解したい。
- (5) 手引きでは、全員を自動的に会員として扱う「強制加入」や、役員など負担の重い役割を希望しない人に強いる「役割の強制」など7項目について、・・・理想的な形や、違法になる可能性がある具体例などを示した。とある。
- (6) 「強制加入」ではなく届を出してもらおう形。とある。名古屋市の事例では、届を提出しているところもあると聞く。
- (7) 入会を、個人の自由だと説明していない例を・・・「結社の自由」を保障した憲法21条違反・・・違法性が問われる可能性がある・・・、とある。現在のままでは、違法性を問われることがあるということである。放置できないことである。
- (8) 「役員の強制」・・・家庭の事情、や病気の情報を公開させること・・・「人権問題になりかねない事態も見受けられる」と指摘とある。人権問題ということでは問われることになるということである。
- (9) 会員でない子供の配慮にも言及。「ただ乗り」批判を念頭に「PTA活動は学校に通うすべての子どもたちのため、会員の子どもたちのためではありません」と明記したとある。会員でないからということで、(会員でない子どもが)他の子どもと、扱いに差をつけられることは、人権問題であることは明らかである。学校職員、公務員が参加、関係している団体が、こどもを、差別するようなことがあっては許されないことである。



- (10) 以前の報道(2017年09月26日 中日新聞 資料2)も、曲がり角のPTA担い手不足顕著に、任意加入周知されず 求められる負担軽減 の大見出しがある。参加学校職員の現状、学校が、受けている資金の負担状況等からすると、本来は、学校、教育委員会が、検討委員会等を組織して、取り組まれるべき問題である。学校、教育委員会の責任放棄といわれてもおかしくない状態である。
- (11) 同様の報告は、PTAやめたら登校班はずし(アエラ2018年11.12 No.53 資料3)でも報告されている。問題解決のカギを握るのは校長や教育委員会だ。と記載がある。学校側が、「子どもはあくまで平等に扱う」という姿勢を貫くことが肝心なのだともある。

2 請願事項(学校、教育委員会が、関係団体について配慮、取り組むこと)

- 1 関係団体(PTA等への)に全員を自動的に会員として扱うことをやめる事。
- 2 関係団体(PTA等への)へ、入会したい人に届を出してもらうこと。(入会しない人は申し出てくださいということは、任意団体としては、許されない。)
- 3 関係団体(PTA等への)入会は個人の自由であることを明記した文書を渡すこと。
- 4 関係団体(PTA等への)役員の強制はしないこと。
- 5 関係団体(PTA等)会員でない子ども、も同じように対応、および配慮すること(平等に扱うこと)。

資料1 朝日新聞 2018年11月4日

資料2 中日新聞 2017年9月26日 (A32枚)

資料3 アエラ 2018年11、12 No.53